

前橋ジュニア新体操クラブ会員規約

1. 名称 本クラブは「前橋ジュニア新体操クラブ」(略称「前橋ジュニアRGC」)と称す。
2. 事務局 群馬県前橋市国領町2-14-1 前橋リリカ 2階
前橋ジュニア新体操クラブ内に事務局を置く。
3. 目的 本クラブは、
①「心身ともに強く、美しく」をスローガンに、新体操を通じマナーや礼儀を学び、感謝する心、挑戦する心、粘り強く諦めない心を身に付け、健全な心身の育成を図ること
②地域スポーツの普及、新体操の発展を、目的とする。
4. 入会資格 本クラブに入会する方は、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 本クラブの目的に賛同し、規約を承認した方。
 - (2) 健康状態が良好であること。
 - (3) 各クラスの対象年齢および条件に該当する方。
 - (4) トイレトレーニングが終了し、オムツを着用していないこと。
5. 指導内容 本クラブは、設置する各クラスや個々のレベルに応じて指導内容を決定する。
6. 入会手続き 入会希望者は、別に定める入会申込書兼練習参加申込書に必要事項を記入し、定められた諸費用を添えて提出する。
7. 月会費 月会費は前月末日までに、指定の会費袋にて納めるものとする。
月会費の回数割等は行わない。
8. 登録料
 - ①初年度登録料(入会金) 5000円
初年度登録料(入会金)は、入会時に本クラブに納める。
 - ②年間事務手数料(年会費) 3000円
年間事務手数料は(年会費)は、前年度3月末日または入会時に本クラブに納める。
 - ③年間選手登録料
選手クラス、育成クラスは大会出場にむけて選手登録料を納める。
9. 会費の不返還 納入された月会費(以下、「会費等」という)は、理由の如何にかかわらず返還しない。
ただし、本クラブの都合による場合はその限りではない。
10. 会費の滞納 会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは指導を停止し、また退会させることがある。
その場合、いかなる場合でも会員の再入会は認められない。
11. レッスン日時 レッスン日、時間については本クラブが作成する練習予定表による。
台風、地震等の異常気象および使用施設の都合、その他特別な事情により、休講となる場合がある。その場合は、本クラブがレッスン日時より前にホームページに記載する。

12. クラスアップ ①キッズクラス、ジュニアクラスからチャレンジクラスへクラスアップを希望する場合は、年に1度のテストを受験し、合格した場合にチャレンジクラスへの参加を認める。特例として、会員の能力により、テストを受験せずに指導者の判断でクラスが変更となる場合がある。
クラスアップを希望しない場合はその旨を参加申込書に記載すること。
- ②チャレンジクラスに所属する選手は、全員年に1度のテストを受験し、合格した場合に育成クラスまたは選手クラスへ移行する。自己都合でテストへの参加ができない場合、または指導者の判断で、チャレンジクラスからキッズクラス、ジュニアクラスへ変更する場合がある。
13. レッソンの欠席 レッソンを欠席をする場合、会員は所定の方法で欠席する旨を連絡をしなければならない。
14. 遅刻 会員は時間厳守しレッスンに参加をしなければならない。やむを得ず遅れて参加をする場合、所定の方法で連絡をすること。開始時刻を10分を過ぎての入室は認められない。
15. 休会 会員は特別な理由がある場合、本クラブを休会することができる。
休会希望者は、所定の手紙を休会前月の初回練習日までに提出しなければならない。
定められた期間後の届け、口頭、メール等での届けは一切受け付けない。
休会は年度につき(1回)1ヶ月までとする。
16. 退会 退会を希望する者は、退会を希望する月の前月15日までに申し出、前月末日までに所定の手紙を提出し、退会月までの会費等を一括で納入すること。
申し出方法はメールのみとし、口頭では受け付けない。
退会届と会費の納入確認後、退会手続きをすすめることとする。
定められた期間を過ぎて退会の申し出があった場合は、退会届の提出と月会費2ヶ月分の納入をもって退会手続きをすすめることとする。
17. 会員の変更事項 会員は、住所、連絡先における、入会申込時または練習参加申込時の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。
18. 施設内の事故 会員の健康は自己管理とし、本クラブ内における事故、怪我等については入会時に加入したスポーツ安全保険の範囲とする。
また前橋リリカ館内での事故、事件およびトラブルについては一切責任を負わない。
19. 施設器具の破損 会員が活動中に施設器具を破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。
20. 個人の金品管理 練習に必要なものについては一切持ち込みできない。
個人の金品、荷物等は事故の管理とし、紛失、盗難について本クラブは一切責任を負わない。
21. 処分 以下の場合、本クラブの関係各位の意見を聞いた上で除名処分することができる。
①会費の納入を滞納したとき。
②本規約およびクラブが他に定めた事項に違反されたとき。
③他の会員との協調を欠き、その他管理、運営の秩序を乱したとき。
22. 附則 ①本規約に定めのない事項は、本クラブがこれを定めるものとする。
②登録料、会費については、経済情勢により変更する場合がある。

23. 改正 本規約の改正および変更は、本クラブの定めるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。
24. 施行 本規約は、令和5年4月1日より施行する。

令和6年3月1日改正版